

令和5年度 長崎地方最低賃金審議会

第3回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年8月10日（木） 午前8時55分～午前10時54分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）その他

5 審議要旨

①全体協議

部会長より、前回まで労働者側はプラス53円の金額提示、使用者側委員からは、プラス23円との意思表示があったが、本日、全会一致となるような意見の提示が可能であるのか確認がなされた。しかし、特に意見が述べられなかったことから、個別協議を行うこととなった。

②個別協議

【労働者側委員の意見】

- ・同じCランクの県では目安プラス7円引上げて46円としているところもあり、そういった県は経済全体を考えての引上げだろうと思う。
- ・労働者側としては基本的には1,000円を目指すというのがあるが、長崎では現在の最低賃金を47円引上げて900円を目指す。
- ・しかしながら47円については、現実的にはどうかと思うので限界ラインをいうと43円、目安プラス4円が最低ラインである。
- ・目安の39円や40円では到底受け入れられず、過去にも使用者側委員より意見が出ている発効日を1月にするような意見も受け入れられない。

【使用者側委員の意見】

- ・中央最低賃金審議会の公益委員見解によると「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%」ということで、全国加重平均の961円に4.3%を乗じて41円を算出しているがこの考え方には反対である。
- ・使用者側としては何度も言っているが、第4表③が基本である。
- ・その上で、消費者物価指数対前年比上昇率のCランクで見ると4.0%であるので、現在の最低賃金853円の4.0%、34円までは歩み寄る。しかしながら、歩み寄りなので条件があり、発効日を1月1日とすることが条件である。そうすると10月から12月分が支払われないこととなるが、それについては3か月分を12か月で除した金額を1月以降の34円に上乗せした金額とすることで解消される。そうすることで労使双方にメリットが出る。

③全体協議

労側主張は43円、使側主張は34円（1月1日発効）であり、これ以上の歩み寄りとは本日期待できないため、継続審議とされた。

(2) その他

今後の審議日程について

- ・ 第4回専門部会 8月17日（金）18:00～
- ・ 第3回本審（答申）8月17日（金）専門部会終了後